

岩手県告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成25年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
 - （1） 大船渡市大船渡町字茶屋前から日頃市町字沼川まで（別紙図面のとおり。）
 - （2） 大船渡市大船渡町字茶屋前から末崎町字細浦まで（別紙図面のとおり。）
 - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成25年1月11日から同月25日まで
 - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに大船渡市役所
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。